

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための  
臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成24年10月31日

紀南農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員、利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置  
の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる  
基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 組合員、利用者の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成22年1月29日に公表しております。

## 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 金融共済本部長を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融部へ報告することとしております。
- (4) 各支所では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図を別紙1に添付》



第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) 組合員、利用者からの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融部に設置しているほか、各支所においても承っております。
- (2) 組合員、利用者からの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部に受付窓口を設置しております。また、各支所で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融部に連絡をし、金融部と各支所が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

ご相談窓口

店舗名	電話番号	店舗名	電話番号
金融部融資課	0739-23-3518	田辺支所	0739-22-3994
稲成支所	0739-22-5072	白浜支所	0739-42-3467
秋津支所	0739-22-0944	とんだ支所	0739-45-0323
万呂支所	0739-22-5425	朝来支所	0739-47-1370
中芳養支所	0739-22-1832	口熊野支所	0739-47-3111
上芳養支所	0739-37-0010	鮎川支所	0739-49-0224
上秋津支所	0739-35-0121	栗栖川支所	0739-64-0300
三栖支所	0739-34-0001	日置支所	0739-52-2225
本所金融営業所	0739-25-4525	すさみ支所	0739-55-2006
新庄支所	0739-22-6184	串本支所	0735-62-3333
東支所	0739-24-7274	ローンセンター	0739-81-3700
芳養支所	0739-22-5430		

ご相談受付時間：9時～17時※土、日、祝日及び年末年始（12/31～1/3）は除きます。

※貸出条件変更等に関するご意見・苦情につきましては、金融部融資課（TEL0739-23-3518）にてお受けいたします。

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行った組合員、利用者の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、組合員、利用者への支援について真摯に取り組みます。

特に、農業者の組合員に関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

別表2のとおり

以 上

法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況

法第 4 条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

	平成 21 年 12月末		平成 22 年 3月末		平成 22 年 6月末		平成 22 年 9月末		平成 22 年 12月末		平成 23 年 3月末		平成 23 年 6月末		平成 23 年 9月末		平成 23 年 12月末		平成 24 年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	9	91	13	107	14	117	14	117	14	117	15	136	15	136	17	155	17	155
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	5	89	13	107	13	107	13	107	13	107	14	126	14	126	15	139	15	139
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	1	5
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	4	2	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	10

(金額単位：百万円)

	平成 24 年 6月末		平成 24 年 9月末		平成 24 年 12月末		平成 25 年 3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	17	155	17	155	17	155	18	167
うち、実行に係る貸付債権の額	15	139	15	139	15	139	16	151
うち、謝絶に係る貸付債権の額	1	5	1	5	1	5	1	5
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	1	10	1	10	1	10	1	10

別表 2

## 法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

	平成 21 年 12 月末		平成 22 年 3 月末		平成 22 年 6 月末		平成 22 年 9 月末		平成 22 年 12 月末		平成 23 年 3 月末		平成 23 年 6 月末		平成 23 年 9 月末		平成 23 年 12 月末		平成 24 年 3 月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1	17	4	45	8	87	8	87	9	93	10	104	10	104	10	104	10	104	11	115
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	2	22	7	76	8	87	9	93	9	93	10	104	10	104	10	104	10	104
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	17	2	22	1	10	0	0	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	1	11
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(金額単位：百万円)

	平成 24 年 6 月末		平成 24 年 9 月末		平成 24 年 12 月末		平成 25 年 3 月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	12	131	12	131	12	131	15	180
うち、実行に係る貸付債権の額	11	115	12	131	12	131	13	149
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1	15	0	0	0	0	2	30
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。